

証券コード 8835

2024年6月10日

株 主 各 位

東京都台東区元浅草二丁目6番7号
太平洋興発株式会社
代表取締役社長 板垣好紀

第149期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第149期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.taiheiyo.net>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆さまへ」、IR資料室内の「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「太平洋興発」又は「コード」に当社証券コード「8835」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階
秋葉原コンベンションホール
（末尾記載の「株主総会 会場ご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第149期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第149期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎次の事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本通知書には記載しておりません。本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に電子提供措置から以下の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。なお、本通知書の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした対象の書類の一部であります。
- ①連結計算書類の「連結注記表」 ②計算書類の「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使いただく方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合



5ページのご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時15分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料その他スマートフォン利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ④ 当日ご出席の場合は、事前の議決権行使を撤回されたものとして取扱いますので、ご注意ください。


書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時15分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個							
○○○○ 御中	<table border="1"><tr><th colspan="2">議 案</th></tr><tr><td>賛</td><td>否</td></tr><tr><td>否</td><td>賛</td></tr></table>	議 案		賛	否	否	賛
議 案							
賛	否						
否	賛						
_____ _____ _____							
××××年 ×月××日							
<table border="1"><tr><td>_____ _____ _____ _____ _____</td></tr></table>	_____ _____ _____ _____ _____						
_____ _____ _____ _____ _____							
○○○○○○○							
	1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ 5. _____ 6. _____ 7. _____ 8. _____ 9. _____ 10. _____						
	(切取線)						
	スマートフォン用 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード						
	 見本						
	○○○○○○○						

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議 案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等が不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

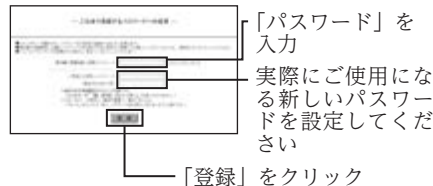
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が一段と進み、雇用や所得環境の改善、インバウンド需要の高まり等、景気は緩やかな回復基調となりましたが、長期化する不安定な国際情勢に加え、エネルギーや原材料価格の高騰等による物価上昇の影響等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは各事業分野において積極的な営業活動を展開し、収益基盤の強化と収益の確保に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、輸入炭の販売数量が減少したこと等により、売上高は411億4百万円（前期比19.4%減）、営業利益は12億17百万円（同13.4%減）、経常利益は10億23百万円（同22.7%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、6億26百万円（同9.7%減）となりました。

事業区分別にみた営業の概要は次のとおりであります。

事業区分	売上高	
	当期	前期
	百万円	百万円
不動産事業	3,006	2,947
商事事業	25,965	37,124
サービス事業	5,350	5,359
建設工事事業	4,531	3,368
肥料事業	2,251	2,216
合計	41,104	51,016

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は8億43百万円で、その主なものは、北海道釧路市における事業用地の取得であります。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度における主な資金調達として、当社が主要な借入先より、運転資金として23億50百万円を調達しております。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期	第146期 (2020年度)	第147期 (2021年度)	第148期 (2022年度)	第149期(当期) (2023年度)
売 上 高(百万円)		27,825	32,855	51,016	41,104
経 常 利 益(百万円)		535	390	1,325	1,023
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)		446	367	694	626
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		57.38	47.18	89.24	80.57
総 資 産(百万円)		43,674	44,646	45,686	44,852
純 資 産(百万円)		15,071	15,140	15,790	16,214

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 第149期の損益の状況につきましては、「I 企業集団の現況 1. 当事業年度の事業の状況」に記載したとおりであります。
3. 第147期から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、財産及び損益の状況につきましては、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	期	第146期 (2020年度)	第147期 (2021年度)	第148期 (2022年度)	第149期(当期) (2023年度)
売 上 高(百万円)		16,267	22,676	40,146	29,079
経 常 利 益(百万円)		269	342	1,015	671
当 期 純 利 益(百万円)		302	425	544	480
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		38.85	54.70	70.00	61.78
総 資 産(百万円)		33,033	34,040	35,072	34,449
純 資 産(百万円)		10,353	10,696	11,179	11,444

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 第147期から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、財産及び損益の状況につきましては、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 太 平 洋 製 作 所	百万円 22	100	建設工事及び機械等の製造・修理
訓 子 府 石 灰 工 業 株 式 会 社	20	100	炭カル肥料等の製造販売
太 平 洋 運 輸 株 式 会 社	20	100	貨物自動車運送業
株 式 会 社 太 平 洋 シ ル バ ー サ ー ビ ス	25	100	有料老人ホームの運営
新 太 平 洋 商 事 株 式 会 社	71	75	港湾揚荷役作業及び倉庫業

(注) 当社は、2023年11月30日付で、新太平洋商事株式会社の株式を追加取得しております。

4. 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しは、雇用や所得環境の改善により、社会経済活動の正常化が一段と進み、緩やかな景気回復の継続が期待されるものの、国際情勢の緊迫化等を背景としたエネルギーや原材料価格の高騰等による物価上昇の長期化等、引き続き先行き不透明な状況が続くと見込まれます。

このような状況下、当社グループは「企業の社会的責任を果たしながら、積極的な事業活動を行い、人々の豊かな暮らしの実現に貢献する」という経営理念のもと、各事業分野において適切な事業の選択と集中を継続して行うとともに、経営の効率化を図り、安定的な経営基盤の確立を目指してまいります。

(1) 既存事業分野への取り組み

当社グループを支える既存事業を強化し安定的な収益確保に取り組んでまいります。

- ・マンション、商業施設等の不動産賃貸物件の高稼働率維持と賃料引き上げ
- ・有料老人ホーム施設の人材確保と稼働率向上
- ・ペレット、PKS等のバイオマス燃料の販売事業拡大
- ・船舶輸送事業の石炭灰取扱い数量拡大と効率配船
- ・北海道における建設業、運輸業、肥料等製造業等の収益拡大

(2) 新事業分野への取り組み

新たな収益源を確保するため、新事業分野への取り組みを積極的に進めてまいります。

- ・北海道釧路市における当社グループ所有地での賃貸事業
- ・建築廃材等を活用したリサイクル事業（敷料生産等）の本格化

(3) コーポレートガバナンス充実への取り組み

当社グループは今後とも、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- ・コーポレートガバナンス・コードへの適切対応
- ・内部統制システムの構築・運用
- ・リスク管理の適切運用
- ・コンプライアンス教育の実施

当社グループは今後、新しい中期経営計画（2024年度から3年間）の遂行に役員一同取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引続き温かいご理解と倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】サステナビリティの取り組み

■ 太平洋興発グループのサステナビリティ基本方針

太平洋興発グループは、持続可能な社会（サステナビリティ）の実現と中長期的な企業価値の向上を目指し、ESG（環境・社会・ガバナンス）活動に積極的に取り組み、関連するSDGs（持続可能な開発目標）の実現にもつなげていくよう努めてまいります。

■ ESG活動に関する取り組みについて

E（環境）：環境に配慮した取り組みを進めてまいります。

1. 円滑な脱炭素化の実現を目指し、環境配慮型のバイオマス燃料である木質ペレット、PKS（パーム椰子殻）等の取り扱いを拡大してまいります。
2. 温室効果ガス（CO₂）と石炭灰を混合して鉱物化し、石炭坑道跡地の充填剤として再利用する実証実験のサポートを引き続き行います。
3. 産業廃棄物である建築廃材等をリサイクルし、供給が逼迫している酪農業向けの敷料^{しきりょう}の生産販売を目指します。
4. 草本系バイオマスを利用した燃料及び農業生産資材（飼料^{しきりょう}／敷料）の生産事業を進め、持続可能な循環型バイオ社会の構築を目指します。
5. CO₂等の排出削減量や適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を国が認証するJ-クレジット制度を活用してまいります。

関連するSDGs



S (社会) : 労働環境を整備し、地域社会に貢献してまいります。

1. 育児・介護休暇、年次有給休暇等の取得推進をいたします。
2. 高齢者雇用安定法に適切に対応し、長く働ける環境を作っております。
3. 多様な働き方の支援を目的とし、副業・兼業制度を導入しております。
4. 太平洋興発グループ創生の地である北海道釧路市での夏まつりを継続して開催いたします。
5. 北海道の経済活性化のため、地元の自治体や企業と協力してまいります。

関連するSDGs



G (ガバナンス) : リスクマネジメントを強化し、持続可能な経営を目指します。

1. リスクの洗い出しを徹底的に行い、深刻化する自然災害に対応できるよう、規程等を整備し役職員に周知徹底いたします。
2. グループ内においてコンプライアンス教育を計画的に実施してまいります。

関連するSDGs



5. 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分	事業内容
不動産事業	マンション・ビルの賃貸及び管理、マンション・ビルの建築請負工事、損害保険代理業、戸建・住宅地の販売
商事事業	輸入炭・石油及び建築資材等の仕入販売、石炭等の仕入れに係る船舶・貨物輸送及び揚荷役作業、バイオマス関連事業
サービス事業	有料老人ホームの運営、事務・技術計算の受託及びコンサルタント業
建設工事事業	建設工事及び機械等の製造・修理業
肥料事業	炭カル肥料・消石灰・石粉の製造販売

6. 企業集団の主要拠点等（2024年3月31日現在）

(1) 当社

名称	所在地
本店	東京都台東区
釧路支店	北海道釧路市
札幌支店	北海道札幌市
帯広支店	北海道帯広市

(2) 重要な子会社

名称	本社所在地
株式会社太平洋製作所	北海道釧路市
訓子府石灰工業株式会社	北海道常呂郡訓子府町
太平洋運輸株式会社	北海道釧路市
株式会社太平洋シルバースervice	東京都台東区
新太平洋商事株式会社	東京都台東区

7. 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
672名	2名増

(注) 使用人数は常勤の就業人員数を記載しており、出向者及び臨時使用人を含みません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
240名	5名増	59.6歳	8.6年

(注) 使用人数は常勤の就業人員数を記載しており、出向者及び臨時使用人を含みません。

8. 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,854
株式会社北洋銀行	2,591
釧路信用金庫	1,554

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の現況

1. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | | |
|--------------|-------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 7,783,448株 |
| | (自己株式 | 4,168株を含む) |
| (3) 株主数 | | 7,407名 |
| (4) 大株主 | | |

株主名	持株数 株	持株比率 %
クロダ株式会社	392,000	5.04
天塩倉庫株式会社	390,000	5.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	362,500	4.66
太平洋興発持株会	273,024	3.51
齊丸千代	136,600	1.76
三井住友海上火災保険株式会社	108,200	1.39
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	107,700	1.38
三井住友信託銀行株式会社	100,000	1.29
株式会社佐々木実業	81,200	1.04
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	66,400	0.85

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
* 取締役社長	板垣好紀	管理部門及び内部監査統制室担当
常務取締役	猿子満彦	釧路支店長、釧路支店及び関連会社担当
常務取締役	高瀬聡	燃料部担当
取締役	山本崇	不動産管理部、札幌支店及び帯広支店担当
取締役	藤井和典	山王シティ法律事務所 共同代表弁護士
取締役	山口禎子	公認会計士税理士山口禎子事務所 公認会計士
常勤監査役	小山内茂樹	
監査役	伊藤彰彦	
監査役	関川峰希	

(注) 1. *印は代表取締役であります。

2. 取締役 藤井 和典、山口 禎子の両氏は、社外取締役であります。

3. 監査役 小山内 茂樹氏は、過去に当社及び連結子会社の経理業務を長年にわたり担当していたことがあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役 伊藤 彰彦、関川 峰希の両氏は、社外監査役であります。

5. 監査役 関川 峰希氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 2023年6月29日開催の第148期定時株主総会終結の時をもって、取締役 宮下 怜氏は任期満了により退任いたしました。

8. 2023年6月29日開催の第148期定時株主総会終結の時をもって、監査役 山田 和雄、因 靖夫の両氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び連結子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 役員の報酬等

① 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬については、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、企業価値の安定的かつ持続的向上に資する報酬体系に基づき支払うことを基本方針とします。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の職責及び業績の目標達成度等を勘案し、当社の「役員報酬基準」に基づき決定するものとします。また、社外取締役の報酬については、月例の固定報酬とし、社外取締役として期待される能力を発揮してもらうよう世間水準等から勘案し支払うこととします。なお、当社は基本報酬（金銭報酬）以外の業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、2023年6月29日開催の取締役会において、代表取締役社長 板垣好紀に対し各取締役の報酬の額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、株主総会の決議で定める総額の範囲における各取締役の報酬の額としており、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

② 当事業年度に係る役員報酬等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	83百万円 (11)	83百万円 (11)	—	—	7名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	23 (10)	23 (10)	—	—	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	106 (21)	106 (21)	—	—	12 (7)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、1999年6月29日開催の第124期定時株主総会において月額10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まれない）と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は、6名です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、1999年6月29日開催の第124期定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は、3名です。
4. 上表には、2023年6月29日開催の第148期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名と社外監査役2名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 藤井 和典氏は、山王シティ法律事務所の共同代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役 山口 禎子氏は、公認会計士税理士山口禎子事務所の公認会計士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 藤井 和典	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席しております。取締役会においては、弁護士としての専門的な知識と見識に基づき社外取締役として、決議事項や報告事項について適宜発言を行っており、意見決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 山口 禎子	2023年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席しております。取締役会においては、公認会計士としての専門的な知識と見識に基づき社外取締役として、決議事項や報告事項について適宜発言を行っており、意見決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 伊藤 彰彦	2023年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会10回全てに出席しております。取締役会においては、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をするともに、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするともに、必要に応じ社外の立場から発言を行っております。
社外監査役 関川 峰希	2023年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会10回全てに出席しております。取締役会においては、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をするともに、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするともに、必要に応じ社外の立場から発言を行っております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49.5百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49.5百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査報酬等の額について、前期の職務執行状況、今期の監査計画・監査体制、報酬見積りの算定根拠等を確認し、妥当なもの判断し、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議内容

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 法令、定款及び社会規範を遵守するために太平洋興発グループ企業行動指針及び太平洋興発グループ企業行動基準を制定する。
- ロ. 法令遵守を徹底するため、経営トップのリーダーシップの下、「財務情報の適正性」「コンプライアンス遵守状況」「適時開示の実施状況」等を点検、改善に努める。
- ハ. 内部監査部門として内部監査統制室を設置し、法令遵守体制のチェックを行う。
- ニ. 当社総務部が主管となって、当社グループへ法令遵守等の実践周知徹底に当たる。
- ホ. 当社は当社グループにおける法令遵守、リスク管理の充実を横断的に推進し、関係会社役員研修会等において、当社グループ全体で業務の適正を確保するための体制を構築する。また、当社内部監査統制室は関係会社の内部監査を実施し、結果と改善策を当社取締役会において報告する。
- ヘ. 法令及び定款違反行為等を防止するため太平洋興発グループ内部通報規程を制定し内部通報制度を運用する。
- ト. 反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たず、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行わない。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会規則、稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等。）に記録し、保存する。
- ロ. 取締役、監査役並びに内部監査統制室長は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループはリスク管理規程等に基づき業務別にリスクの洗い出しと対応策の立案を行っていく。
- ロ. 実際にリスクが発生したときの対応については、グループ経営危機管理規程、自然災害対応規程等に従って取締役は損失の軽減に努める。
- ハ. 当社の取締役会は当社グループのリスク管理に関する年度計画等を承認し、その計画の進捗状況の把握、改善策の指示を行う。

二、関係会社は損失の危険等が発生又は発生の恐れがある場合は、直ちに当社に当該内容・当社グループに与える影響等を報告することとしている。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役は、社員が全社的に業務目標とすべきアクションプランを期初に策定し、部店長会議にてその浸透を図る。
- ロ. 取締役はアクションプランの進捗状況を3か月に1回以上の頻度で確認し、状況に応じて必要な対策を打ち、経営の目標達成と効率化を実施する。
- ハ. 通常の業務に関しては、「業務分掌規程」・「職務権限規程」に則り担当業務の明確化と権限の移譲が行われ、各レベルの責任者が業務を遂行する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は関係会社取締役会において関係会社各社の業務状況、決算状況等を四半期毎に報告させ助言指導する。関係会社は「関係会社管理規程」に基づき当社にあらかじめ関係書類の提出・報告を行うと共に、重要事項については当社の取締役会の承認を得る。
- ロ. 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループは中期経営計画を策定し、社員への周知徹底と進捗管理を行う。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くことができる。監査役は、当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- ロ. 当該使用人が監査役の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
- ハ. 当該使用人の異動、評価等は監査役会の同意を得るものとする。

⑦ 当社グループの取締役等が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役、使用人は次の場合、当社監査役会又は監査役に報告するものとする。
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
 - ・重大な法令違反、定款違反があるとき
 - ・会社の重要な業務執行をするとき
 - ・コンプライアンス上重要な事項が発生したとき

- ロ. 当社及び関係会社は当社の監査役会又は監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととする。
- ハ. 内部監査統制室長は、内部監査の監査報告書を監査役会又は監査役に回覧する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社監査役は監査役監査基準に則り、代表取締役社長、各取締役、関係会社社長及び会計監査人との意見交換を行い、また、取締役会・部店長会議・情報開示委員会・関係会社取締役会等に出席して必要に応じて意見を述べる。
- ロ. 当社監査役は上記のほか、内部監査統制室長及び子会社監査役との連携を図っていく。
- ハ. 当社取締役は重要な決裁書類等については監査役に回付する。
- ニ. 当社は当社監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、当社及び関係会社において法令遵守の徹底を図るため、遵守状況の調査を年2回行っております。また、コンプライアンス意識の向上を図るため、当社におきましては階層別の社内研修を行い、関係会社におきましては管理職等を対象とした研修を継続的に行っております。
- ② 当社及び関係会社におきましては、各社ごとに策定した「リスク管理規程」に基づきリスクを事前に回避するため、リスクの洗い出し、リスクへの対応策の立案・実施等リスク対策を実施しております。当社が中心となりグループリスク管理体制の構築・強化を図っております。
- ③ 当社は、当社及び当社グループの中期経営計画を策定し、当社グループの経営方針を明確にし、当社部店長会議及び関係会社取締役会において、周知徹底・進捗管理を行っております。
- ④ 当社の監査役は、代表取締役社長、各取締役、関係会社社長、会計監査人、内部監査部門等との意見交換を定期的に行い、また、重要な会議に出席、重要な書類を閲覧するなどして、監査の実効性の向上を図っております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	16,669	流動負債	16,218
現金及び預金	5,188	支払手形及び買掛金	3,195
受取手形	331	短期借入金	9,724
売掛金	3,722	1年内償還予定の社債	930
契約資産	68	リース債務	182
リース債権及びリース投資資産	448	未払金	261
販売用不動産	46	未払法人税等	139
未成工事支出金	59	未払消費税等	126
商品及び製品	6,045	前受金	127
原材料及び貯蔵品	122	契約負債	220
前払費用	300	預り金	740
その他	342	賞与引当金	225
貸倒引当金	△8	その他	344
固定資産	28,183	固定負債	12,419
(有形固定資産)	(23,957)	社債	2,142
建物及び構築物	8,829	長期借入金	3,838
機械装置及び運搬具	636	リース債務	372
土地	14,140	受入保証金	3,186
リース資産	245	長期未払金	10
建設仮勘定	34	繰延税金負債	69
その他	70	再評価に係る繰延税金負債	832
(無形固定資産)	(85)	債務保証損失引当金	1,031
その他	85	退職給付に係る負債	590
(投資その他の資産)	(4,140)	資産除去債務	109
投資有価証券	1,375	その他	235
長期貸付金	2	負債合計	28,638
差入保証金	2,067	〔純資産の部〕	
繰延税金資産	292	株主資本	14,206
その他	411	資本金	4,244
貸倒引当金	△9	資本剰余金	3,419
資産合計	44,852	利益剰余金	6,546
		自己株式	△4
		その他の包括利益累計額	1,574
		その他有価証券評価差額金	749
		土地再評価差額金	832
		退職給付に係る調整累計額	△7
		非支配株主持分	433
		純資産合計	16,214
		負債純資産合計	44,852

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	41,104
売上原価	36,316
売上総利益	4,787
販売費及び一般管理費	3,570
営業利益	1,217
営業外収益	276
受取利息	0
受取配当金	110
不動産賃貸料	23
保険解約返戻金	6
受取保険金	3
事業分量配当金	28
助成金の収入	60
その他	44
営業外費用	470
支払利息	292
社債発行費	23
コミットメントファイ	35
その他	119
経常利益	1,023
特別利益	2
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	0
特別損失	50
固定資産除却損	4
投資有価証券売却損	0
投資有価証券評価損	9
減損損失	25
じん肺補償損	11
税金等調整前当期純利益	975
法人税、住民税及び事業税	312
法人税等調整額	28
当期純利益	635
非支配株主に帰属する当期純利益	8
親会社株主に帰属する当期純利益	626

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,244	3,379	6,254	△4	13,873
当期変動額					
剰余金の配当			△334		△334
親会社株主に帰属する 当期純利益			626		626
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		40			40
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	40	292	－	332
当期末残高	4,244	3,419	6,546	△4	14,206

	その他の包括利益累計額				非支配株 主持分	純資産 合計
	その他 有価証 券評価 差額金	土地再評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	619	832	△9	1,442	473	15,790
当期変動額						
剰余金の配当						△334
親会社株主に帰属する 当期純利益						626
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						40
土地再評価差額金の取崩		△0		△0		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	129		2	131	△40	91
当期変動額合計	129	△0	2	131	△40	424
当期末残高	749	832	△7	1,574	433	16,214

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	10,655	流動負債	12,531
現金及び預金	2,162	買掛金	1,786
売掛金	2,191	短期借入金	6,910
リース債権	219	1年内返済予定の長期借入金	1,846
リース投資資産	100	1年内償還予定の社債	774
販売用不動産	46	リース債務	69
商品及び製品	5,571	未払金	142
原材料及び貯蔵品	24	未払法人税等	50
前払費用	258	未払消費税等	38
未収入金	69	前受金	115
その他	11	契約負債	104
貸倒引当金	△0	預り金	525
固定資産	23,793	与引当金	80
(有形固定資産)	(19,671)	その他	88
建物	7,023	固定負債	10,473
構築物	639	社債	1,719
機械及び装置	315	長期借入金	3,096
船	5	受入金保証金	3,126
工具、器具及び備品	10	リース債務	126
土地	11,605	長期未払金	10
リース資産	71	繰延税金負債	187
(無形固定資産)	(65)	再評価に係る繰延税金負債	832
ソフトウェア	60	退職給付引当金	240
その他	4	資産除去債務	34
(投資その他の資産)	(4,056)	債務保証損失引当金	1,031
投資有価証券	1,256	関係会社事業損失引当金	65
関係会社株式	392	その他	0
出資金	1	負債合計	23,004
従業員に対する長期貸付金	1	(純資産の部)	
長期前払費用	28	株主資本	9,902
敷金及び保証金	2,043	資本金	4,244
保険積立金	335	資本剰余金	3,336
その他	1	資本準備金	1,894
貸倒引当金	△3	その他資本剰余金	1,442
資産合計	34,449	利益剰余金	2,326
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	2,320
		繰越利益剰余金	2,320
		自己株式	△4
		評価・換算差額等	1,541
		その他有価証券評価差額金	709
		土地再評価差額金	832
		純資産合計	11,444
		負債純資産合計	34,449

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	29,079
売上原価	25,527
売上総利益	3,551
販売費及び一般管理費	2,801
営業利益	750
営業外収益	313
受取利息	0
受取配当金	300
雑収入	13
営業外費用	393
支払利息	262
社債発行費	23
関係会社事業損失引当金繰入額	2
コミットメントフィー	35
雑損失	69
経常利益	671
特別利益	0
投資有価証券売却益	0
特別損失	25
固定資産除却損	5
減損損失	8
じん肺補償損失	11
税引前当期純利益	645
法人税、住民税及び事業税	155
法人税等調整額	9
当期純利益	480

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,244	1,894	1,442	3,336	5	2,174	2,180
当期変動額							
剰余金の配当						△334	△334
当期純利益						480	480
土地再評価差額金の取崩						0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	146	146
当期末残高	4,244	1,894	1,442	3,336	5	2,320	2,326

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△4	9,756	590	832	1,422	11,179
当期変動額						
剰余金の配当		△334				△334
当期純利益		480				480
土地再評価差額金の取崩		0		△0	△0	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			118		118	118
当期変動額合計	－	146	118	△0	118	264
当期末残高	△4	9,902	709	832	1,541	11,444

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

太平洋興発株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 植村文雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大屋誠三郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太平洋興発株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太平洋興発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

太平洋興発株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指有限責任社員 公認会計士 植村文雄
業務執行社員

指有限責任社員 公認会計士 大屋誠三郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太平洋興発株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第149期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも継続的な内部統制システムの整備・充実が重要と考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

太平洋興発株式会社 監査役会
常勤監査役 小山内 茂 樹 ⑩
社外監査役 伊 藤 彰 彦 ⑩
社外監査役 関 川 峰 希 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化を図り安定的な経営基盤の確立を目指し、株主の皆様に対して安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末の剰余金の配当につきましては、中期経営計画で定めた当社当期純利益の60%以上を目途に配当するとの方針に基づき、また、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

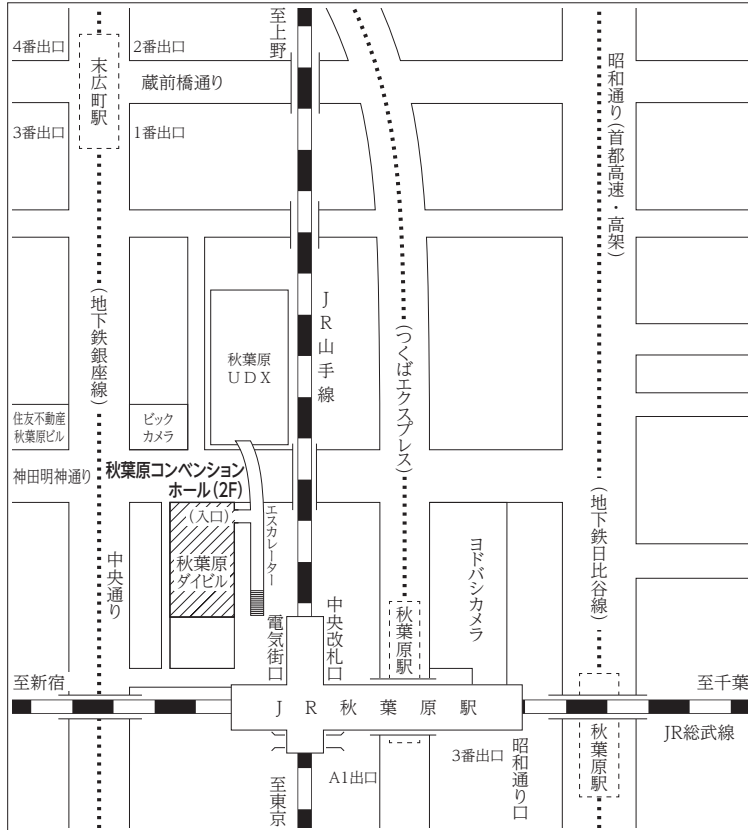
1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金39円 配当総額 303,391,920円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

以 上

株主総会 会場ご案内

会場 東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階
秋葉原コンベンションホール

交通 J R：秋葉原駅 電気街口から徒歩約1分
地下鉄：日比谷線秋葉原駅 3番出口から徒歩約4分
銀座線末広町駅 1番または3番出口から徒歩約3分
つくばエクスプレス：秋葉原駅 A1出口から徒歩約3分



*当日は駐車場のご用意がございません。公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。